

「消滅時効」に関する民法改正の留意点

弁護士 新澤 純

1 はじめに

令和2年4月1日から施行されている民法改正のうち、「消滅時効」に関する民法改正の留意点としては、①主観的起算点から5年による消滅時効の導入及び他の消滅時効制度の廃止、②時効の完成猶予及び更新についての整理、③協議合意による時効の完成猶予の新設、④不法行為による損害賠償請求権の消滅時効、⑤生命・身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効、の5点です。以下、これら改正法の概要を敷衍します。

2 債権の消滅時効における原則的な時効期間と起算点

(債権等の消滅時効)

第166条

1 債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

(1) 債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しないとき。

(2) 権利を行使することができる時から10年間行使しないとき。

2 (略)

3 (略)

(1) 主観的起算点から5年による消滅時効の導入

改正民法においては、権利を行使できる時(客観的起算点)から10年が経過したときに加えて、債権者が権利を行使できることを知った時(主観的起算点)から5年が経過したときも、債権は時効によって消滅するとされています(改正民法166条1項)。

したがって、改正民法においては、主観的起算点から5年による消滅時効が設けられた点が、旧民法から大きく変わった点といえます。

また、商事消滅時効を5年とする旧商法522条の規定及び職業別の短期消滅時効を定めていた旧民法170条~174条の規定は廃止されることになりました。

なお、民法改正に伴い、賃金請求権の消滅時効についても、現行の2年から5年に延長する旨の労働基準法の改正がなされ(改正労働基準法115条)、改正法の施行日(令和2年4月1日)以降に支払期日が到来する賃金請求権に適用されることになりました。但し、実務への影響の大きさに鑑みて、経過措置として、当分の間、消滅時効期間は3年とする、とされている点に留意が必要です(改正労働基準法143条3項)。

(2) 実務への影響

以上により、債権の種類ごとに区々になっていた時効期間は、原則として、「主観的起算点から5年間、客観的起算点から10年間」に統一されることとなります。

例えば、金銭消費貸借契約に基づく貸金債権などの取引上の債権の場合、通常は契約締結の時点で債権者が権利を行使することができることを知るため、客観的起算点と主観的起算点が一致し、原則的な時効期間は債務の履行期から 5 年となります。これは、商事消滅時効が適用されていた商事債権については、従前の取り扱いと同様です。

他方で、商人に当たらないとされる信用金庫や信用組合を当事者とする債権については、従前 10 年であった時効期間が 5 年に短縮されることとなります。また、商品の売掛金債権や工事請負代金債権など、旧民法において短期消滅時効の対象となっていた債権については、消滅時効期間が長期化することになるため、留意が必要です。

3 時効の完成猶予及び更新

(裁判上の請求等による時効の完成猶予及び更新)

第 147 条

1 次に掲げる事由がある場合には、その事由が終了する（確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定することなくその事由が終了した場合にあっては、その終了の時から 6 箇月を経過する）までの間は、時効は、完成しない。

(1) 裁判上の請求

(2) 支払督促

(3) 民事訴訟法第 275 条第 1 項の和解又は民事調停法（昭和 26 年法律第 222 号）若しくは家事事件手続法（平成 23 年法律第 52 号）による調停

(4) 破産手続参加、再生手続参加又は更生手続参加

2 前項の場合において、確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定したときは、時効は、同項各号に掲げる事由が終了した時から新たにその進行を始める。

(1) 用語の変更

旧民法においては、消滅時効の進行や完成を妨げる事由として、「中断」と「停止」を規定していました。「中断」とは、時効進行中に時効の基礎となる事実状態の継続が破られたことを理由に、それまで進行してきた時効期間をリセットしてゼロから再スタートさせるもの、「停止」とは、時効完成の直前に権利者による時効中断を不可能又は著しく困難にする事情が生じた場合に、その事情が解消された後一定期間が経過するまで時効の完成を延期するものです。

しかしながら、旧民法の「中断」は、その時点で一旦止まり再度その時点から進行することをイメージさせ、「停止」はその時点で確定的に止まることをイメージさせるため、誤解を生じやすいとの指摘がありました。

そこで、改正民法においては、意味内容と語感を一致させるという趣旨で、これらの概念を、意味内容はそのままに、「中断」を「更新」に、「停止」を「完成猶予」に、それぞれ用語を変更しました。

(2) 「更新」事由と「完成猶予」事由の整理

改正民法においては、上記用語の変更とともに、「更新」事由と「完成猶予」事由について、一定の整理がなされました（改正民法 147 条～152 条）。

上記規定からも分かる通り、権利行使の意思を明らかにしたと評価できる事実が生じた場合を「完成猶予」事由に、権利の存在について確証が得られたと評価できる事実が生じた場合を「更新」事由にそれぞれ割り振っています。

紙面の関係で省略せざるを得ませんが、特に重要なものを挙げるならば、仮差押え・仮処分が、従前は時効中断事由とされていましたが（旧民法 147 条 2 号）、改正民法においては、保全手続の暫定性に鑑みて、更新事由とすることは効果として過大であると考えられ、6 か月の完成猶予期間しか有しないことになりました。

したがって、例えば、金融実務との関係では、消滅時効の進行に対する仮差押え・仮処分の効果が低減している点について、留意が必要です。

4 協議合意による時効の完成猶予

（協議を行う旨の合意による時効の完成猶予）

第 151 条

- 1 権利についての協議を行う旨の合意が書面でされたときは、次に掲げる時のいずれか早い時までの間は、時効は、完成しない。
 - (1) その合意があった時から 1 年を経過した時
 - (2) その合意において当事者が協議を行う期間（1 年に満たないものに限る。）を定め たときは、その期間を経過した時
 - (3) 当事者の一方が相手方に対して協議の続行を拒絶する旨の通知が書面でされたときは、その通知の時から 6 箇月を経過した時
- 2 前項の規定により時効の完成が猶予されている間にされた再度の同項の合意は、同項の規定による事項の完成猶予の効力を有する。ただし、その効力は、時効の完成が猶予されなかったとすれば時効が完成すべき時から通じて 5 年を超えることができない。
- 3 催告によって時効の完成が猶予されている間にされた第 1 項の合意は、同項の規定による時効の完成猶予の効力を有しない。同項の規定により時効の完成が猶予されている間にされた催告についても、同様とする。
- 4 (略)
- 5 (略)

(1) 改正の趣旨

従前、債務者が債務の存在を認めているわけではないが、債権者との間で協議を行う意思はあるというケースにおいても、時効完成の直前に、時効中断のための訴訟提起を行わざるを得ないことがありました。

改正民法においては、このような無用な訴訟提起のコストを減らすという趣旨から、

協議を行う旨の合意をすることを、「完成猶予」事由の一つとして新設しました（改正民法 151 条 1 項）。

これにより、権利についての協議を行う旨を書面で合意した場合、合意から 1 年間（これより短い協議期間を定めたときはその期間）、時効の完成が猶予されることになります。

（2）実務への影響

本条項により、無用な訴訟提起を回避しつつ交渉による和解的解決を図ることを目的に活用することが期待されます。

もっとも、延滞中の債務者との間で、貸金債権の存在に疑いのないリスケ交渉を行う場合は、債務者の「承認」があると評価される場合も多いと考えられ、敢えて協議合意による完成猶予を行わず、債務承認弁済誓約書を取得することも考えられます。

また、上記と異なり、債務者が債権の存在自体を争っている場合には、紛争性が大きく、書面による協議合意を行うこと自体が困難な場合も想定されるため、やはり、債権者としては、訴訟提起の準備を怠らないようにすることが重要であると考えられます。

5 不法行為による損害賠償請求権の消滅時効

（不法行為による損害賠償請求権の消滅時効）

第 724 条

不法行為による損害賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

- （1） 被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から 3 年間行使しないとき。
- （2） 不法行為の時から 20 年間行使しないとき。

（1）改正の趣旨

従前、旧民法 724 条後段の期間制限の性質について除斥期間を定めたものとされていたところ（最判平成元年 12 月 21 日民集 43 卷 12 号 2209 頁）、これによれば、被害者の側に権利行使をする上で困難な場合があっても、損害賠償請求権が消滅することになり、著しく正義・公平の理念に反するという問題がありました。

そこで、改正民法において、20 年の期間制限が消滅時効であることを明記することにより、被害者保護が図られることになりました（改正民法 724 条柱書）。

（2）実務への影響

これにより、不法行為時から 20 年の間であれば、本条 1 号の時効期間が満了しない限り、時効の更新や完成猶予といった時効障害事由を発生させることにより、権利行使の機会を確保することが可能となる点で、実務への影響があるといえます。

また、これにより、20 年の期間が経過した後、被害者やその遺族などが被害の事実を知るなどした場合も、時効の援用に対する信義則違反や権利濫用法理により、被害者の救済を図ることが可能となります。

6 生命・身体への侵害による損害賠償請求権の消滅時効

(人の生命又は身体への侵害による損害賠償請求権の消滅時効)

第 167 条

人の生命又は身体への侵害による損害賠償請求権の消滅時効についての前条第 1 項第 2 号の規定の適用については、同条中「10 年間」とあるのは、「20 年間」とする。

(人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効)

第 724 条の 2

人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効についての前条第 1 号の規定の適用については、同条中「3 年間」とあるのは、「5 年間」とする。

(1) 改正の趣旨

改正民法 167 条は、「人の生命又は身体への侵害による損害賠償請求権」の時効期間について、客観的起算点から 20 年、主観的起算点から 5 年としました。

また、改正民法 724 条の 2 は、人の生命または身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効についても、主観的起算点から 5 年としました。

そのため、生命・身体への侵害の場合には、債務不履行による場合も不法行為による場合も、損害賠償請求権の消滅時効期間は一致することになりました。

(2) 実務への影響

生命・身体を害する不法行為による損害賠償請求権については、従前、主観的起算点から 3 年間とされていた時効期間が 5 年間に延長された点で、実務への影響は大きいと考えられます。

また、債務不履行に基づく被害があるケースにおいて、被害が顕在化しないまま 20 年近く経過した場合であっても保護されることになるため、生命・身体への侵害を受けた被害者の保護が手厚くなるものと考えられます。

以上